

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の許可（総合設計制度）	
根拠法令・条項	建築基準法第59条の2第1項	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	当該許可の取扱いについては、平成19年8月1日施行「堺市総合設計制度許可要領」を本市の審査基準として定め、審査を行う。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	許可については60日を原則とする。